平成 30 年 1 月 30 日

武力攻撃事態等及び存立危機事態に至ったときの対処基本方針及びその実施のための体制（当該事態への対処のための手続等）

弁護士法人阿部・阪田法律事務所
弁護士　阪　田　裕　一

我が国が武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、それに対する対処基本方針が定められ、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため事態対策本部が設置される。以下これらについて整理する。

第1.　定義

1. 指定行政機関及び指定地方行政機関（事態対処法 2.⑤⑥、同法施行令 1.2.）
   各省庁、委員会及びそれらの地方支分部局等

2. 対処措置（同法 2.⑧）
   指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が実施する次の措置

(1) 武力攻撃事態等を終結させるための措置
① 武力行使を排除するために自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動
② ①の目的のための自衛隊及び米軍（日米安保条約に基づく）等の行動が円滑且つ効果的に行われるための物品、施設又は役務の提供その他の措置
③ 外交上の又はその他の措置

(2) 武力攻撃から国民の生命等を守り又はその影響を最小にするための措置
① 警報の発令、避難指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
② 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(3) 存立危機事態を終結させるための措置
① 存立危機武力攻撃を排除するための（1）①の措置
② ①の目的のために自衛隊及び外国の軍隊に行う（1）②の措置
③ （1）③の措置

(4) 存立危機武力攻撃による深刻且つ重大な影響から国民の生命等を保護し又はその影響を最小にするための公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

第2.　政府による対処基本方針の策定

1. 対処基本方針に定められる事項（事態対処法 9.II）

(1) 武力攻撃事態等又は存立危機事態の認定

① 当該事態の経緯、当該事態の認定及び認定の前提たる事実

② 武力行使が必要であると認められる理由

(2) 当該事態への対処に関する全般的な方針

(3) 対処措置に関する重要事項

2. 対処措置に関する重要事項その 1（1.（3）として（同法 9.III、IV））

武力攻撃事態又は存立危機事態において次の事項について内閣総理大臣が承認を行う場合はその旨

(1) 防衛大臣の予備自衛官又は即応予備自衛官に対する防衛出動命令が発され又はそれが予測される場合の防衛招集命令（隊法 70 I①、VIII、75 の 4 I ①、VI、76I）

(2) 防衛大臣の防衛出動待機命令（同法 77）

(3) 防衛大臣の防禦施設構築措置命令（同法 77 の 2）

(4) 防衛大臣の防衛省の機関又は自衛隊の部隊等に対する米軍の行動に関し役務の提供の実施命令（米軍行動関連措置法 10.III.2.⑧）

(5) 防衛大臣の防衛出動命令が発された場合における出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に対する停船検査及び回航措置命令（海上輸送規制法 4）

(6) 防衛出動命令（隊法 76 I）

3. 対処措置に関する重要事項その 2（1.（3）として（事態対処法 9.V））

武力攻撃予測事態において次の事項について内閣総理大臣が承認を行う場合はその旨

(1) 2.（1）の命令

(2) 2.（2）の命令

(3) 2.（3）の命令

(4) 2.（4）の命令

4. 対処基本方針についての閣議決定、国会の承認、周知及び公示（同法 9.VI～IX）

国会の承認が得られないときは、当該不承認に係る対処措置は終了させられ、防衛出動をした自衛隊は撤収させられる（同法 9.XI）

5. 対処基本方針の廃止（同法 9.XIV）

対処措置の実施の必要がなくなったとき又は国会が同措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針は閣議で廃止が決定される。

第3.　事態対策本部（「対策本部」）

1. 対策本部の設置、国会への報告及び公示（同法 10）

対処基本方針が定められたときに閣議により設置

2. 組織（同法 11）

(1) 事態対策本部長（「対策本部長」）

- 内閣総理大臣（事故あるときは同大臣が予め指定する国務大臣）
- 対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する

(2) 事態対策副本部長（「対策副本部長」）

- 国務大臣を以って充てる

(3) 事態対策本部員（「対策本部員」）

- 対策本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣を以って充てる

(4) 対策本部の職員

- 内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は指定地方行政機関の長その他の職員の中から内閣総理大臣が任命

3. 対策本部の権限及び所掌事務

(1) 対処基本方針に係る対処措置の実施の推進（同法 10）

(2) 所掌事務（同法 12）

指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進に関すること

4. 対策本部長の権限（同法 14）

必要があるときの関係機関が実施する対処措置に関する総合調整

5. 内閣総理大臣の権限（同法 15）

4.の総合調整に基づく対処措置が実施されないときの地方公共団体の長等に対する当該対処措置の実施の指示等

6. 対策本部の廃止及びその旨の公示（同法 19）

対処基本方針が廃止されたときに廃止する。

第4.　緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置

1. 緊急対処事態対処方針（同法 22）

2. 緊急対処措置（同法 22）

3. 緊急対処事態対策本部（同法 23）

以　上